

鹿児島大学司法政策教育研究センター
開設記念：公開シンポジウム

入場無料

地域の法律系人材の充実の取組み

鹿児島大学の新しい社会貢献を目指して

平成 27 年

6 月 6 日 (土)

13 時 30 分から 17 時 30 分

会 場：鹿児島大学郡元キャンパス

法文学部 3 号館 203 講義室

入場無料

第 1 部 講 演

「九州における法学教育の意義と展望」

九州大学法科大学院 院長 田淵浩二教授

「地域における法律系人材の充実の取組」

島根大学法実務教育研究センター長 朝田良作教授

ほか

第 2 部 パネル・ディスカッション

『法律系人材養成における鹿児島大学の役割』

○司法政策教育研究センター事業計画(案)を素材に○

司 会：米田 憲市 司法政策教育研究センター長

コメンテータ：山田八千子教授（中央大学）

草鹿晋一教授（京都産業大学）ほか

懇親会（事前申込・会費制、裏面参照）

主 催：鹿児島大学司法政策教育研究センター

共 催：鹿児島大学大学院司法政策研究科

後 援：鹿児島県弁護士会

鹿児島県社会保険労務士会 鹿児島県土地家屋調査士会

鹿児島大学法学会

鹿児島大学司法政策教育研究センター

開設記念 シンポジウムプログラム

地域の法律系人材の充実の取組み

鹿児島大学の新しい地域貢献を目指して

主 催：鹿児島大学司法政策教育研究センター

共 催：鹿児島大学大学院司法政策研究科

後 援：鹿児島県弁護士会

鹿児島県社会保険労務士会・鹿児島県土地家屋調査士会

鹿児島大学法学会

日 時：平成27年6月6日（土） 午後1時30分から午後5時30分

会 場：鹿児島大学郡元キャンパス法文学部棟3号館203号教室

（参加費無料／一般公開イベントです）

1. 開会の挨拶

主催者挨拶 鹿児島大学学長

前田 芳實

来賓挨拶

文部科学省高等教育局専門教育課課長

北山 浩士

鹿児島県弁護士会 会長

大脇 通孝

2. 企画趣旨

司法政策教育研究センター長

米田 憲市

3. 講 演

（1）九州における法学教育研究機関の意義

：法科大学院後の鹿児島大学の役割

九州大学法科大学院院長

田淵 浩二 教授

（2）地域における法律系人材の充実の取組：

島根大学法実務教育研究センター長

朝田 良作 教授

（3）法曹養成過程におけるリカレント教育の必要性

九州弁護士会連合会・リカレント研究会

宇加治 恭子 弁護士

4. パネル・ディスカッション

司会：米田 憲市

報 告 鹿児島大学司法政策教育研究センター事業計画（案）

コメント：地域における法律系人材養成の可能性と展望

中央大学 山田八千子 教授

京都産業大学 草鹿 晋一 教授 ほか

5. 閉会の挨拶

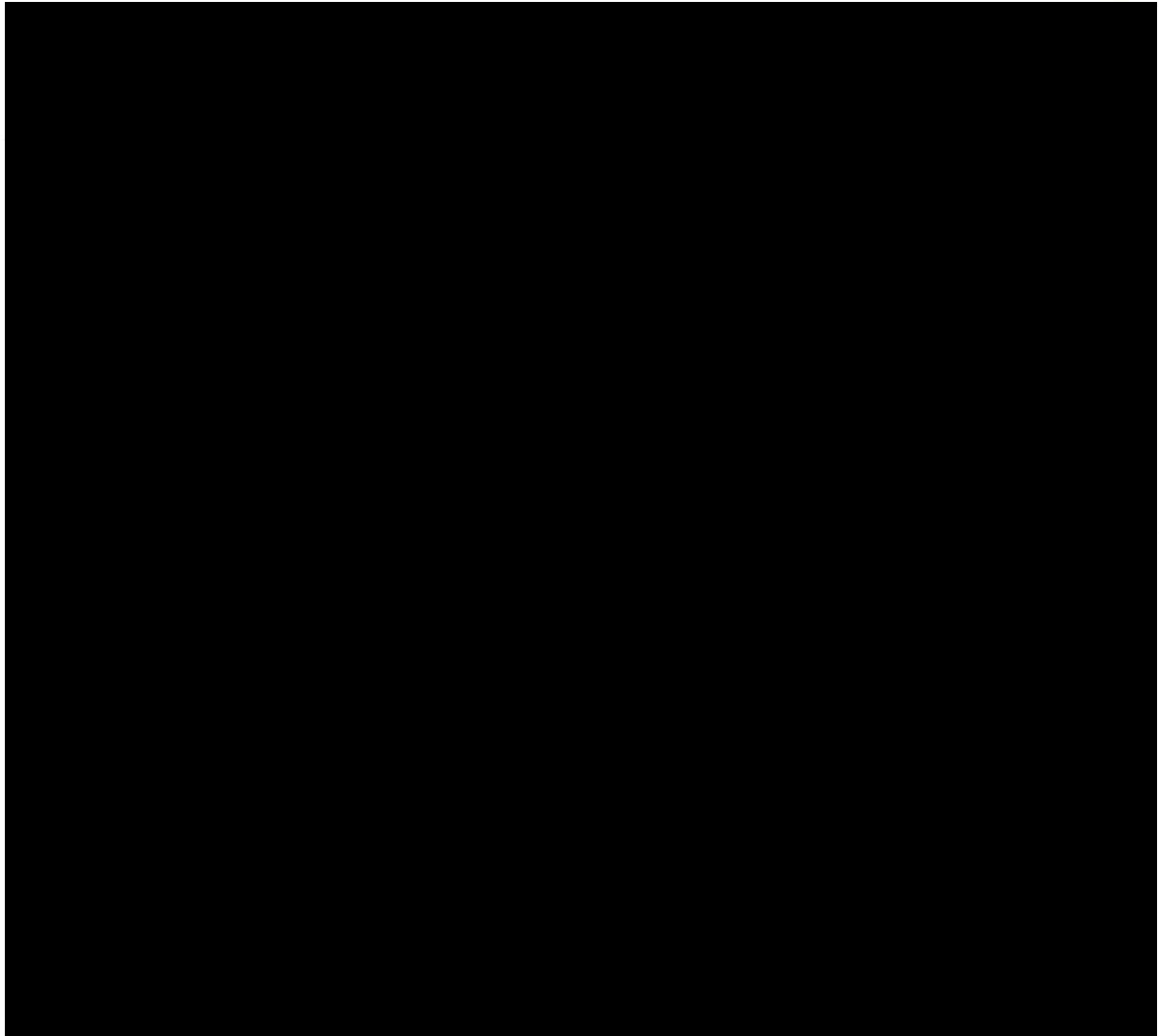
鹿児島大学 理事

高松 英夫

目 次

【第1部】

1. 挨拶の部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
2. 企画趣旨の部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-1
3. 講演の部
 - (1) 九州における法学教育研究機関の意義－法科大学院との連携の可能性－・・・1-3-1-1
九州大学法科大学院院長 田淵 浩二 教授
 - (2) 地域における法律系人材の充実の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-2-1
島根大学法実務教育研究センター長 朝田 良作 教授
 - (3) 法曹養成過程におけるリカレント教育の必要性・・・・・・・・・・1-3-3-1
九州弁護士会連合会・リカレント研究会 宇加治 恭子 弁護士



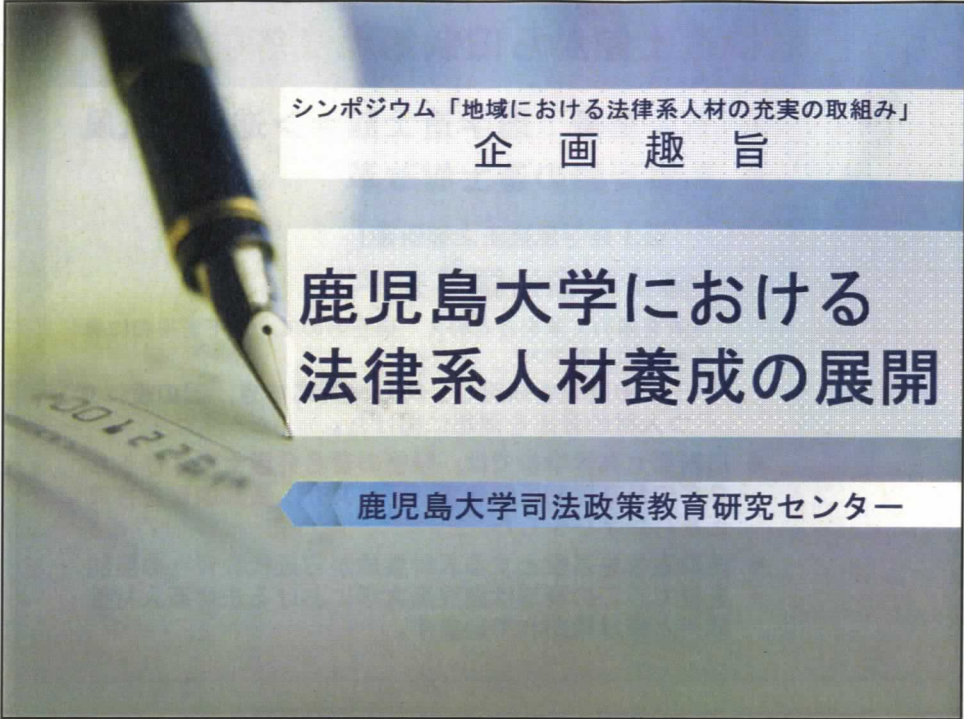


企 画 趣 旨

企 画 趣 旨

鹿児島大学司法政策教育研究センター

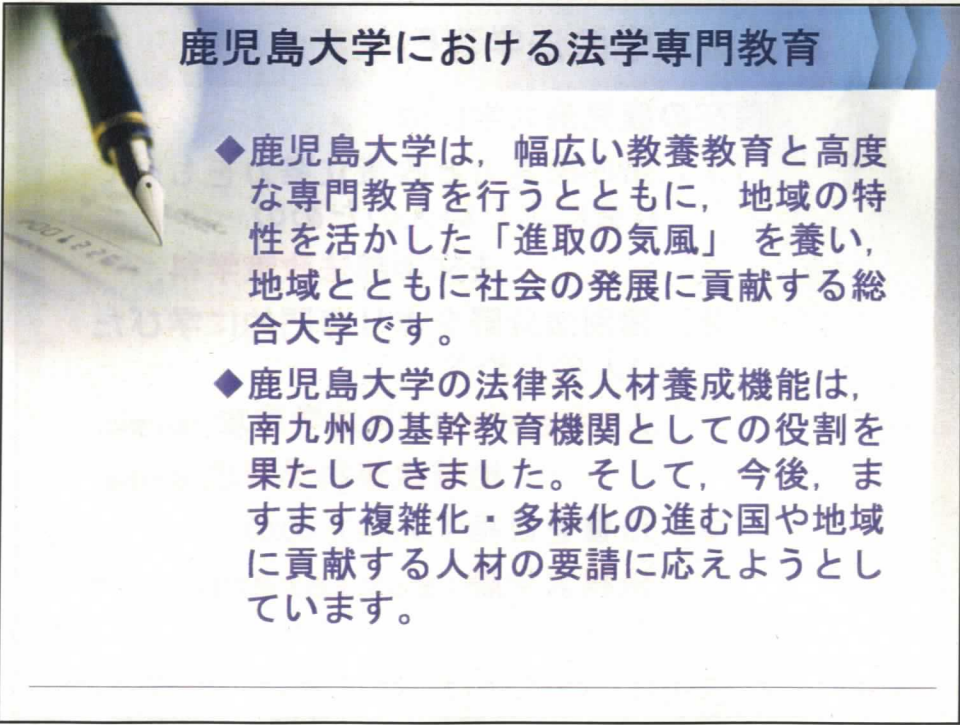
センター長 米田 憲市



シンポジウム「地域における法律系人材の充実の取組み」
企 画 趣 旨

鹿児島大学における 法律系人材養成の展開

鹿児島大学司法政策教育研究センター



鹿児島大学における法学専門教育

- ◆鹿児島大学は、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした「進取の気風」を養い、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学です。
- ◆鹿児島大学の法律系人材養成機能は、南九州の基幹教育機関としての役割を果たしてきました。そして、今後、ますます複雑化・多様化の進む国や地域に貢献する人材の要請に応えようとしています。

藩校造士館から旧制第七高等学校

- ◆ 島津重豪：藩学造士館＝＞進取の気風
- ◆ 島津斉彬の造士館改革

「造士館学風矯正之御親書」

修身齐家治国平天下

(身を修めて家をととのえ、国を治めて、天下を平和に導く<礼記・大学>)

この道理を研究し、時局に対応でき、国の役に立つ人材の育成を理想に掲げた。

- ◆ 旧制第七高等学校では、戦後の著名弁護士正木ひろし、3名の最高裁判所裁判官（河村又介、長部謹吾、谷口正孝）が学びました。
- ◆ 儒教道徳を基盤とする人材養成から近代教育への展開を経て、この理想は鹿児島大学における法律系人材養成へと受け継がれています。

鹿児島大学の法学専門教育の取組み

現在の鹿児島大学には、

- (1) 法的思考力と政策立案力をもって、社会に出たい人のための

法文学部**法政策学科**、

- (2) 個別法分野をより専門的に学びたい人のための

人文社会科学部**法学専攻**（修士課程）

地域政策科学専攻（博士課程）

- (3) 法曹を目指す人のための

法科大学院である司法政策研究科

鹿児島大学法科大学院の特色

- 「地域に学び、地域に貢献する」
 - 法曹養成教育と地域貢献の両立
 - 離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 屋久島、種子島、徳之島
 - 地域を支える活力のある法曹養成
 - ICTを活用した弁護士活動教育
 - 教育連携による大学の枠を超えた環境
 - 九州・沖縄4大学法科大学院教育連携
 - 九大への留学制度

司法政策研究科（法科大学院）の成果

◆司法試験合格者数 17名（平成26年度現在）

- | | | |
|------------|----|---------|
| ■ 鹿児島県弁護士会 | 8名 | |
| ■ 宮崎県弁護士会 | 1名 | ※ひまわり基金 |
| ■ 旭川弁護士会 | 1名 | |
| ■ 長崎県弁護士会 | 1名 | |
| ■ 大阪弁護士会 | 1名 | |
| ■ 法テラス秩父 | 1名 | |
| ■ 司法修習生 | 4名 | |

これからの法学教育の展開

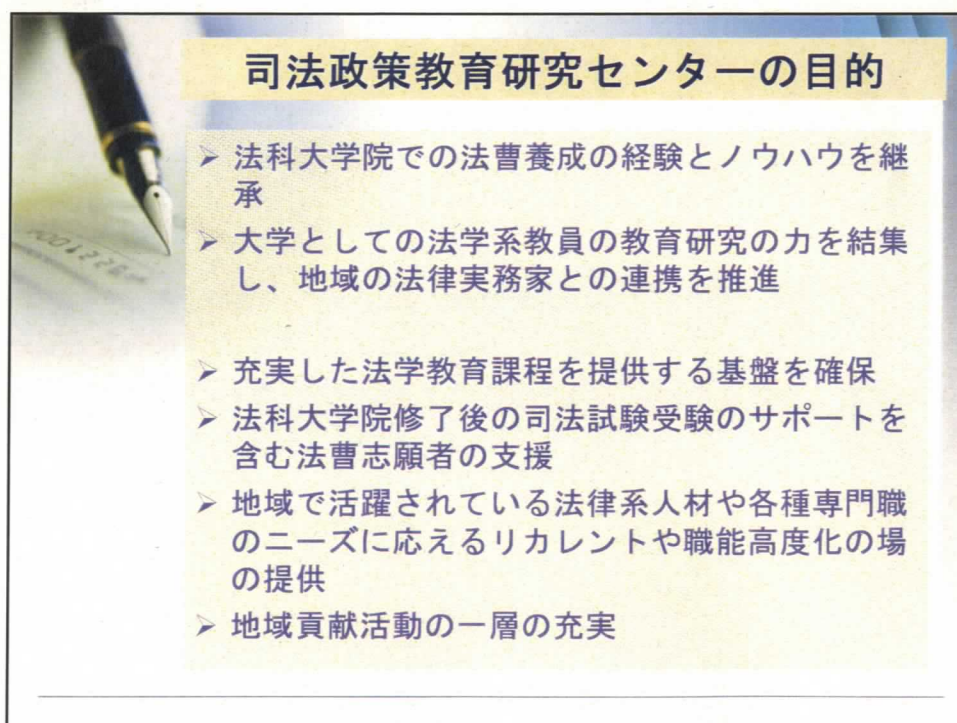
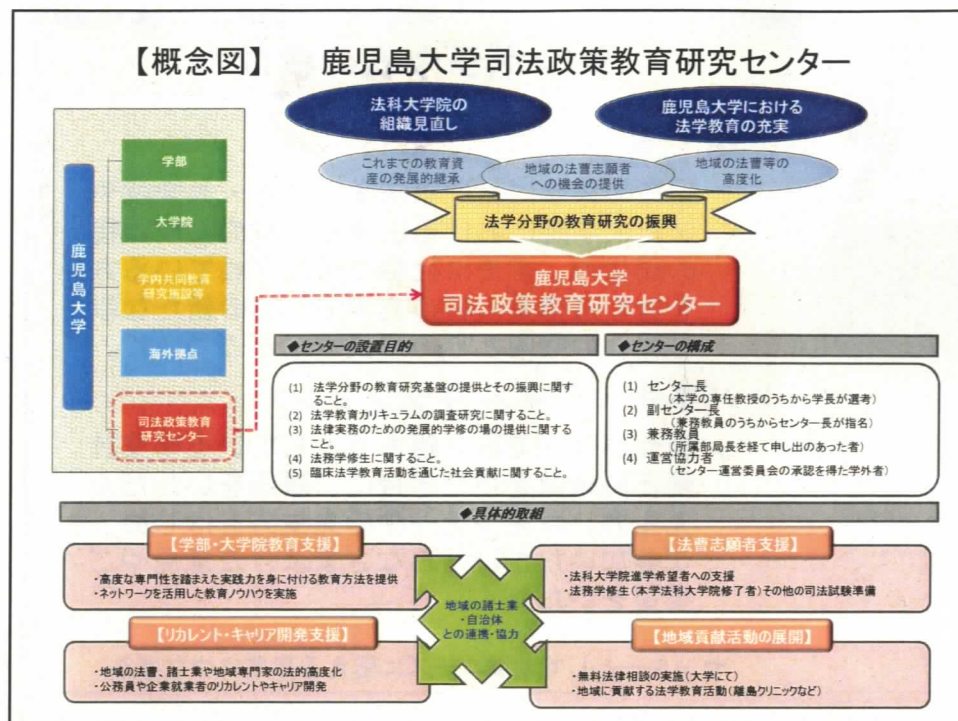
◆法学系研究教育基盤の確保

- 司法政策教育研究センターの設置（2015年3月1日）

◆新文系教育体制の構築の取組み

これからの鹿児島大学が取組む 法律系人材の充実の体制

	学士課程 (18歳人口中心)	修士課程 (専門分野)	博士課程 (専門分野)	法曹養成への支援 法律系人材のリカレント・高度化・地域貢献
現在まで	法文学部 法政策学科	人文社会科学 研究科 法学専攻	人文社会科学 研究科 地域政策科学 専攻	法科大学院 (法曹養成・地域貢献)
これから	法文学部 法政策学科	人文社会科学 研究科 法学専攻	人文社会科学 研究科 地域政策科学 専攻	司法政策教育研究センター ・法学分野の教育研究基盤の提供とその振興。 ・法学教育カリキュラムの調査研究 ・法律実務のための発展的学修の場の提供 ・法務学修生に関すること。 ・臨床法学教育活動を通じた社会貢献
				地域の高度専門職・ 法律系業務従事者との連携 法律系情報交換を核とする ハブ機能の強化
学生定員	95(380)人	5(10)人	n/a人	15(45)人=>人数の拡大
修学年限	4年制	2年制	3年制	多様なニーズへの対応





シンポジウムの構成

▶ 講 演

- ・ 現在の大学における法学系学部・大学院や法科大学院における法律系人材の養成課程の現状や、すでに社会で活躍されている方を含む法律系人材の充実のための新たな取り組みの動向とその必要性などについて。

▶ パネル・ディスカッション

- ・ 当センターで取り組もうとしている事業計画と将来像をたたき台に、講演をいただく先生方、コメンテータの先生方をはじめ、ご参加いただいたみなさまよりご意見やご要望をいただく。

センターとして地域ニーズに応える事業につなげる



講演

講演

九州大学法科大学院

院長 田淵 浩二 教授

鹿児島大学司法政策教育研究センター開設記念シンポジウム

「九州における法学教育研究機関の意義—法科大学院との連携の可能性—」

九州大学法科大学院長 田淵浩二

1. 地域における法曹養成機関の役割

①地域の法文化を踏まえた実践的な法曹養成教育

②地域に定着して活動する法曹の養成

→①②の理念実現のためには地域密着型教育が不可欠

2. 地域における法曹養成教育の基盤

(1) 法科大学院の地域適正配置

☆新司法試験以降地方で学びながら司法試験に合格する者の数は増加（別紙資料参照）

(2) 地域の司法機関との連携

①実務家教員の確保

②教育プログラムにおける連携

・エクスターンシップ、リーガル・クリニック

・法曹リカレント・プログラム

3. 九州における法曹養成教育の実践

(1) これまでの実践

①各法科大学における教育実践

②法科大学院間の教育連携

・九州・沖縄国立四法科大学院教育連携

科目の共同開講、相互提供（全国唯一のICTを用いた教育モデルだった。）

・福岡県内四法科大学院教育連携

・九州リカレント教育研究会

・九弁連サマーセミナー

(2) 今後の教育連携のあり方

①法曹志望者の掘り起しや進学指導における連携

法科大学院からも九州各地の学部「出前講義」

②法科大学院修了者に対する教育サービス

法科大学院を修了し地元に戻って司法試験を準備中の者に対する支援

③法曹に対するリカレント教育

大学院レベルのリカレント教育プログラムを通じた法曹養成教育への関与の継続

④地域の法文化研究における連携

4. 九州大学法科大学院の課題

①全国水準以上の教育力の確保

・多分野にわたる優秀な教員の確保（中小規模のデメリットの克服）

②入試における競争性の確保

・近隣地域からいかに受験生を集めるか。

旧司法試験大学別累計合格者数(2000～2010)

順位	大学名	累計 合格者数	占有率
1	東京大	1,497	17.89%
2	早稲田大	1,292	15.44%
3	慶應義塾大	852	10.18%
4	京都大	778	9.30%
5	中央大	719	8.59%
6	一橋大	311	3.72%
7	大阪大	254	3.04%
8	同志社大	213	2.55%
9	明治大	209	2.50%
10	上智大	164	1.96%
11	東北大	155	1.85%
12	神戸大	154	1.84%
13	北海道大	149	1.78%
14	名古屋大	131	1.57%
15	立命館大	116	1.39%
16	九州大	114	1.36%
17	関西大	105	1.25%
18	立教大	80	0.96%
19	日本大	78	0.93%
20	法政大	77	0.92%
21	関西学院大	70	0.84%
22	青山学院大	58	0.69%
23	東京都立大	53	0.63%
24	大阪市立大	51	0.61%
25	学習院大	44	0.53%
26	広島大	38	0.45%
27	専修大	37	0.44%
28	千葉大	36	0.43%
29	創価大	29	0.35%
30	筑波大	26	0.31%
	その他・一次合	479	5.72%
	合計	8,369	100.00%

新司法試験法科大学院別累計合格者数(2006～2014)

順位	法科大学院名	累計 合格者数	占有率
1	東京大学	1,674	9.81%
2	中央大学	1,550	9.08%
3	慶應義塾大学	1,469	8.61%
4	京都大学	1,185	6.94%
5	早稲田大学	1,160	6.80%
6	明治大学	688	4.03%
7	一橋大学	625	3.66%
8	神戸大学	497	2.91%
9	大阪大学	442	2.59%
10	同志社大学	428	2.51%
11	北海道大学	425	2.49%
12	立命館大学	411	2.41%
13	東北大学	387	2.27%
14	九州大学	337	1.97%
15	名古屋大学	336	1.97%
16	上智大学	334	1.96%
17	関西学院大学	293	1.72%
18	首都大学東京	287	1.68%
19	関西大学	250	1.46%
20	千葉大学	243	1.42%
21	大阪市立大学	239	1.40%
22	法政大学	227	1.33%
23	立教大学	165	0.97%
24	日本大学	153	0.90%
25	学習院大学	147	0.86%
26	横浜国立大学	135	0.79%
27	創価大学	135	0.79%
28	専修大学	129	0.76%
29	広島大学	129	0.76%
30	成蹊大学	122	0.71%
	その他・予備	2464	14.44%
	合計	17,066	100.00%

講 演

島根大学法実務教育研究センター
センター長 朝田 良作 教授



I 山陰法科大学院が歩んできた道から分かってきたこと

1. 山陰法科大学院ができた背景

大学の大綱化等による大学改革の波と司法制度改革の議論

2. 山陰法科大学院の設置とその後の経緯・状況

(1) 山陰法科大学院設置(2004年(平成16年)4月1日)

(2) 法科大学院制度をめぐる問題状況

①「3000人」枠の問題・撤廃(現在は「1500人以上」案)

②法科大学院の評価軸の問題

③首都圏への志願者・入学者の集中

④弁護士過剰論の浮上・職域開拓問題

⑤予備試験による法科大学院制度の崩壊

山陰法科大学院募集停止発表
(平成25年6月17日)

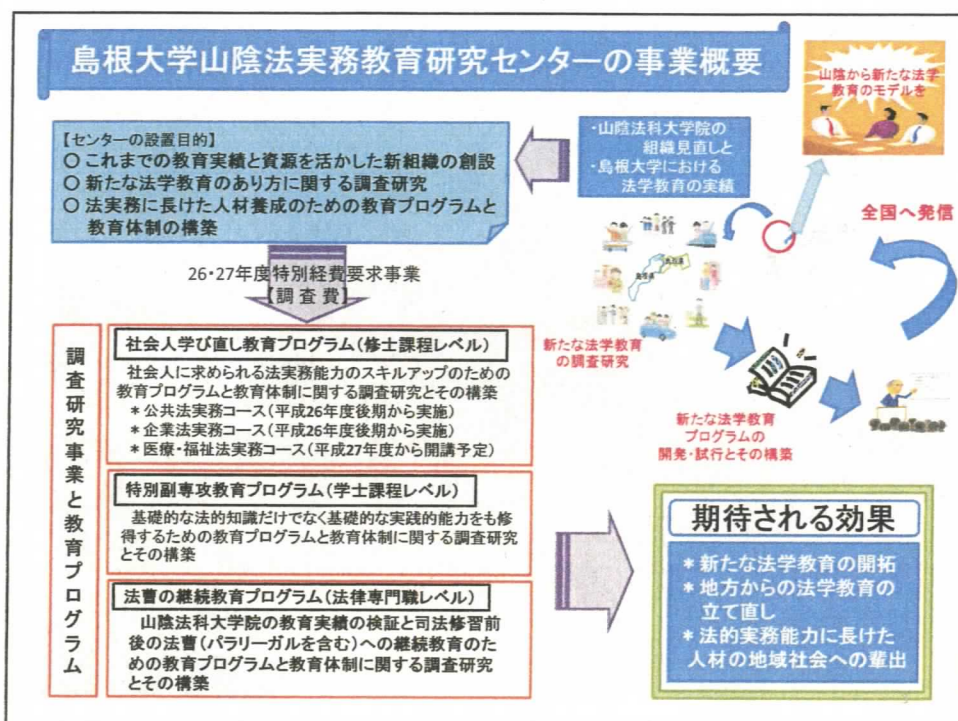
新たな法学教育の構築 への取組と必要性

* 法科大学院の教育資産と実績を継承する形で、公正で公平な視点と思考をもった法律系人材を地方で養成するための新たな法学教育の構築

* 課題: そのために何をしなければなら
ないか。新たな法学教育のあり方の模
索 → 何を、誰にたいして、どのように

法科大学院志願者・入
学者の激減だけでなく、
法学系学部・学科への
志願者の減少傾向

山陰法実務教育研究
センターの設置



Ⅱ 山陰法実務教育研究センターの取組状況と課題

1. 社会人学び直し教育プログラム

(1) 目的: 社会人に求められる法実務能力のスキルアップのための教育プログラム

(2) 取組状況

- ① 公共法実務コースと企業法実務コースの昨秋からの試行
- ② 需要に基づく教育メニューと多くの需要(受講生の職場で問題になりうる実務に引きつけた内容)
- ③ 受講生数等: 公共法実務コース7人(出席率82.5%)、企業法実務コース10人(同88.8%)
- ④ 受講生による評価: 良好(受講生の80%が「満足」と回答)

(3) 課題

- ① 履修証明制度の枠組みの問題(1年間で120時間以上)→選択型の採用
- ② 開講時間帯等の問題
- ③ 遠隔地の受講希望者への対応 → 遠隔授業システムの開発へ
- ④ 受講生の学修基礎力の状況と教育メニューとの調整の問題

2. 特別副専攻教育プログラム

(1) 目的: 基礎的な法的知識だけでなく基礎的な実践的能力をも身につけた法律系人材養成のための教育プログラム

(2) 取組状況

- ① 現行の特別副専攻教育プログラムの状況分析
- ② 全学改組構想を見据えた特別副専攻教育プログラムの検討

(3) 課題

- ① 現行の特別副専攻教育プログラムの問題点(受講生の減少)
- ② 全学改組構想の議論状況による制約



(平成27年度)法実務スキルアップのための'特別教育プログラム'

社会人が必要とする法律の高度な専門的知識と実践的な技能とは何か・・・？

対象者：現職の社会人(大学を卒業している方又は個別の履修資格審査のうえ受講可能と判断した方)
履修期間と授業時間帯：春季募集は4月～翌3月、秋季募集は10月～翌9月の基本的な履修期間とし、授業は定期講義については原則18時30分～20時までの時間帯で行い(具体的には受講生と相談のうえ決める)、集中講義形式の授業などは土日祝祭日に開講する。
受講料：48,000円(エレクトティブ型の受講料は検討中)

公法実務コース

行政事件訴訟、住民訴訟、行政不服審査等に適切に対応できる力及び住民との紛争を未然に防ぐための法的知識と運用能力の修得

1. 自治体職員のための行政法の学び直し (75時間)
 - ①自治体職員のための憲法
 - ②行政組織法
 - ③行政作用法
 - ④行政救済法
 - ⑤行政手続法
2. 公法実務演習(30時間)
 - ・憲法訴訟と法実務
 - ・行政組織法と法実務
 - ・行政作用法と法実務
 - ・地方自治制度の現状と法実務
 - ・自治立法権に係る法実務
 - ・争訟法に関する法的知識と法的対応能力
 - ・情報公開と個人情報保護に関する法知識と法実務
 - ・公共政策と自治体法務
3. 公法実務特講(15時間)

合計 120時間(履修証明制度型の受講)
*ただし、エレクトティブ(選択)型の場合は120時間未満の履修も可能である。

企業法実務コース

中小企業の社員が担当する業務に関して必要な法的知識と実践的な法運用能力の修得

1. 企業のための法実務 (75時間)
 - ①ビジネスパーソンのための民法
 - ②ビジネスパーソンのための商法・会社法
 - ③ビジネスパーソンのための労働法
 - ④ビジネスパーソンのための民事手続法
2. 企業法実務演習 (30時間)
 - ・契約と契約書の基礎知識
 - ・契約書作成の実務と注意点
 - ・債権管理と債権回収の法実務
 - ・会社経営の法実務
 - ・労働・労務管理に関する法実務
 - ・知的財産権と企業の法実務
 - ・個人情報保護に関する法知識と法実務
 - ・取引上及び取引外のトラブルと法実務
 - ・紛争対応のための法実務
3. 企業法実務特講(アジアの企業法実務) (15時間)

合計 120時間(履修証明制度型の受講)
*ただし、エレクトティブ(選択)型の場合は120時間未満の履修も可能である。

医療・福祉法実務コース

医療過誤、患者への説明責任等の問題や高齢者、障がいを持つ方々の財産管理をはじめとする医療、福祉に関する法律問題を解決する能力の修得

- ※医療法実務講座
1. 医療法実務(80時間)

医療と法が交錯する場面の話から始まって、医療過誤、患者への説明責任、患者の同意などさまざまな法的問題を解決・予防するためのスキルアップを目的として授業を行う。
 2. 医療法実務演習(40時間)

上記の授業を踏まえ、より深く学修する分野・テーマを選び、演習形式で学修する。
- ※福祉法実務講座
1. 福祉法実務(80時間)

高齢者、障がいを持つ方々の財産管理をはじめとする法的問題を解決する能力や成年後見制度に関する実践的能力を身に付け、そのスキルアップを目的として授業を行う。
 2. 福祉法実務演習(40時間)

上記の授業を踏まえ、より深く学修する分野・テーマを選び、演習形式で学修する。
- 合計 120時間(履修証明制度型の受講)
*ただし、エレクトティブ(選択)型の場合は120時間未満の履修も可能である。

履修証明書の授与

3. 法曹の継続教育プログラム

(1) 目的: 司法修習前後の法曹(パライーガルを含む)への継続教育のための教育プログラム

(2) 取組状況

- ①弁護士会等との協議と需要調査
- ②民法改正についての研修会等の企画

(3) 課題

- ①各士業で行われる研修内容との調整等の問題



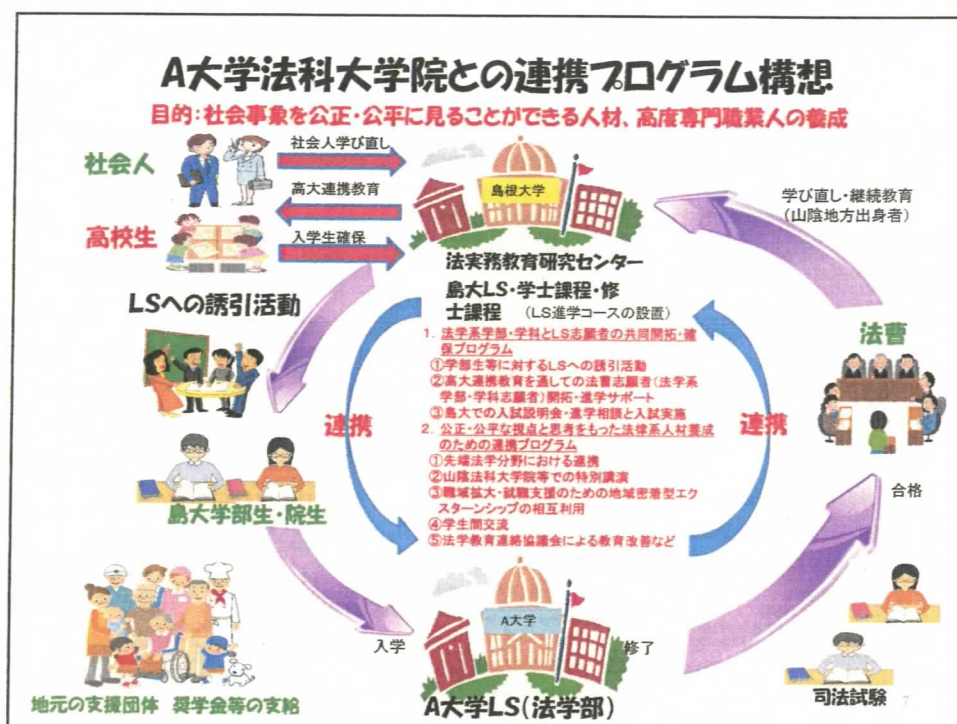
4. その他の取組

(1) 他大学法科大学院との教育連携による法律系人材養成の充実強化

- ①他大学法科大学院との教育連携による社会人学び直し教育プログラムの実施
- ②遠隔授業システムによる社会人学び直し教育プログラムの試行
- ③他大学法科大学院からのエクスターンシップの受け入れ企画
- ④他大学法科大学院と島根大学法科大学院の学生間交流

(2) 高大連携教育プログラムによる法学系学部・学科志願者の掘り出し

- ①他大学法科大学院との進学校での法教育の実施
- ②進学校における総合学習(キャリア教育)への教員派遣と協力



Ⅲ まとめ—大学を取り巻く状況と地域での法律系人材養成の重要性—

1. 大学を取り巻く状況

- (1) 18歳人口の減少と大学のユニバーサル化の進行
- (2) 社会構造の変化と大学の役割
- (3) 教育再生実行会議での議論と国立大学改革プランの動き

①「国立大学の人文系学部・大学院、規模縮小へ転換

文科省が素案提示」(産経新聞 2015年5月28日)

②「大学を『職業教育学校』に・・・19年度実施方針」(YOMIURI ONLINE 2015年6月4日)

(4) 地方創生の動き

2. 地域での法律系人材養成の重要性と取組の必要性

今の時代ほど、公正で公平に物事を見て考え行動ができる人材が求められている時代はない。国際社会との関係においても、今の日本社会は多くの問題を抱えているが、社会の多様な局面でこれらの問題を公正で公平に見て考え行動のできる法律系人材が強く求められており、大学を取り巻く状況は極めて厳しいが、法律系人材を各地域で養成することが地方国立大学の使命であり、地域社会への貢献につながると思う。

そのための取組は緒に就いたばかりであるが、他大学と連携をはかり、より充実強化していきたい。

ご清聴、
ありがとうございました。



講 演

九州弁護士会連合会

法科大学院の運営協力に関する連絡協議会
リカレント教育研究会 発起人

弁護士 宇加治 恭子 様

法曹養成過程におけるリカレント教育の必要性～弁護士の立場から

平成27年6月6日

九州弁護士会連合会

法科大学院の運営協力に関する連絡協議会 委員長

九州リカレント教育研究会 発起人

福岡県弁護士会所属 弁護士 宇加治 恭子

1 九州リカレント教育研究会について

(1) 発足の経緯【資料①】

きっかけ

リカレント教育研究会（仮称）の準備

九弁連管内各LSへの声掛けと反応

九州リカレント教育研究会の発足

九弁連法科大学院の運営協力に関する連絡協議会の賛同

(2) 発足後の活動状況

①研究会の開催

（日程）

H26年度 8月、10月、12月、H27年1月、3月

H27年度 4月、5月、6月（予定）

（参加者）

九弁連管内各LSの研究者教員・実務家教員、弁護士

（会議の方法）

国立4LSの遠隔授業システムを使ったテレビ会議を活用

②法科大学院連携継続学修セミナーの実施【資料②③】

第1回 H27年3月21日実施

「法律相談の仕方・工夫～法律相談のレベルアップのために」

法科大学院において臨床科目として開講されている「ローヤリング」を、弁護

士の法律相談スキルのトレーニング研修としたもの

第2回 H27年7月実施に向けて準備中

(3) 今後の活動予定

- ① 研究会の定期的な開催
- ② 年数回の継続学修セミナーの実施
- ③ 各地における個別の研究会等の情報収集と弁護士への提供等

2 弁護士にとっての継続学修の必要性

(1) 弁護士に必要な継続学修の一分類

- ① 法改正・新法・制度変更等への対応するため（基本知識習得）
- ② 判例研究等（法理論深化）
- ③ 現場における法知識の実践、法知識以外の技術の修得（トレーニング）

(2) LSが弁護士の継続学修にかかわる（リカレント教育を行う）意義

- ① 法曹養成の基礎的教育機関としての実績と蓄積
- ② 実務家の職人芸(?)とされていたスキル等の可視化及び理論づけ(再現可能性・教育可能)、実務臨床教育の実践経験
- ③ 実務家教員と研究者教員の協働による法律実務の変化への期待

資料 ① 「九州リカレント教育研究会」の趣旨

- ② ローヤリングセミナー案内チラシ
- ③ 福岡県弁護士会月報記事

2014年8月11日

「九州リカレント教育研究会」の趣旨

弁護士は、しばしば自分自身が取り組む事件に関連して自分だけでは解決できない課題や悩みを抱える。また、時代と社会の変化の中で、自己の実務上のスキルアップ、さらには、新しい専門分野を取り扱うことができるため、自己の再教育を求めている。

しかし、上記のようなニーズを持つ弁護士が、大学の門を叩くことはこれまで必ずしも多かったとはいえず、むしろ先輩弁護士から教示を求めたり、単位弁護士会や日弁連等が提供する研修を利用するが多かったのではないかと。

他方、法科大学院は、法律基本科目だけでなく基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等幅の広い理論教育を行ない、さらに、実務教育の基礎、臨床教育等も提供する法曹養成機関であり、修了者が法曹資格を取得した後の継続教育・再教育に対しても、今後大きな役割を果たすことを社会からよりいっそう求められていくものと思われる。

そこで、「九州リカレント教育研究会」（以下では「本研究会」）は、福岡県弁護士会の法科大学院運営協力委員会と研修委員会の賛同を得て、九州沖縄地区の弁護士会有志と、法科大学院関係者がタイアップして、弁護士の側に継続教育・再教育に対しどのようなニーズが存するのか（その際、たとえば、新人弁護士か、中堅・ベテランの弁護士かでニーズは異なる）、また、弁護士会の提供する研修等とは異なる法科大学院独自のどのような貢献・寄与が可能か、等につき、論議を深めることを通じ、九州沖縄の地域における法曹養成の課題に即した、法科大学院と弁護士会との連携による弁護士の継続教育・再教育のあり方を追求することを目的とする。

なお、本研究会においては、2014年度8月頃から検討を開始し、同年度末頃までには、いくつかの継続教育・再教育のためのプログラム・企画案について試行と検証を行ない、実施可能なプログラムの2015年度からの本格実施を目指す。

以上

平成27年3月11日

会員各位

法科大学院連携継続学修セミナー

「法律相談の仕方・工夫～法律相談のレベルアップのために」のご案内

九州弁護士会連合会

理事長 森 雅 美

法科大学院の運営協力に関する連絡協議会

委員長 宇加治 恭子

弁護士は様々な場所で種々の法律相談をしておりますが、この度、九弁連管内の7法科大学院と連携して「法律相談の仕方・工夫」を考えるセミナーを開催いたします。

法律相談の仕方については、実務修習や新人研修等で先輩のやり方を見て学び、各自がOJTでよかれと思うやり方を工夫していると思いますが、現在、法科大学教育の成果の一つとして他の学問領域の知見も踏まえた法律相談に関するコミュニケーションスキルに関する研究も進んでおり、このようなリーガル・コミュニケーションスキルを学ぶことで、各自が日頃の法律相談の仕方をレベルアップさせるヒントを得ることができると思われ、今回のセミナーを企画した次第です。

今回のセミナーは、九州大学法科大学院で「ローヤリング・法交渉」という講義をペアで担当されている研究者の米田憲市教授と実務家の松井仁弁護士を講師として、その場で模擬法律相談を行い、これを録画したビデオで振り返りながら法律相談を分析し、「法律相談の仕方・工夫」について検討するものであり、大変分かり易く、且つ、参考になると思います。若手の先生方はリーガル・コミュニケーションスキルの基礎を知るために、ベテランの先生方は自分のやり方を見直すために、是非、参加してください。

参加される方は3月18日(水)までに弁護士会事務局 谷山宛、FAX(092-715-3207)にてお申し込みください。なお、長崎県弁護士会館では開催いたしませんので、ご注意ください。

記

敬具

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成27年3月21日午後1時～5時(当日参加も可、無料) |
| 会 場 | 九弁連各単位会弁護士会館
(メイン会場の福岡県弁護士会館と各単位会の弁護士会館をTV会議で繋ぎます) |
| 講 師 | 米田憲市教授(鹿児島大学法科大学院)、松井仁弁護士(福岡県弁護士会) |
| 内 容 | 1 セミナーの趣旨説明
2 専門職の理念と法律相談の理論
3 弁護士による模擬法律相談実践とビデオ収録(2ケース)
4 ビデオ即時分析ワークショップ
・実践者による反省的分析・コミュニケーション的・相談技術的論点の検討
・法律面・紛争把握面の論点の検討
5 今後の弁護士の継続学修についての意見交換 |

福岡県弁護士会事務局(担当:谷山) FAX:092-715-3207

参加申込み 氏名 _____ (_____ 期) (_____ 弁護士会)

参加する会場 _____ 弁護士会館

継続学修セミナー体験記

会 員

河 野 哲 志 (67期)



はじめに

67期の河野哲志と申します。3月21日に、法科大学院連携継続学修セミナー「法律相談の仕方・工夫～法律相談のレベルアップのために」が開催されました。模擬法律相談を通じて、法律相談の技術を勉強しようというものです。

法律相談技術の継続学修

今回の講師は、米田憲市教授(鹿児島大学法科大学院研究科長・九州大学法科大学院兼任講師)と松井仁弁護士(九州大学法科大学院実務家教授)です。二人は、九州大学法科大学院で、「ローヤリング・法交渉」という実務系科目を担当されています。

法律相談の技術は、従来、先輩からの助言を受けつつも、自分の経験で磨いていくしかないものとされてきました。そうだとすると、基礎となる技術論をある程度体系的・言語的に学修することにより、より早期により良い形で相談能力を伸ばすことが期待できます。現在、法科大学院を中心に、こうした技術論について、心理学等の様々なアプローチによる分析的な研究が盛んに行われています。

これら研究の成果は、法科大学院教育において、「ローヤリング」「リーガル・クリニック」等の実務系科目で実践されています。

これらの成果を弁護士だって利用しない手はない、ということで法科大学院と連携した法律相談の技術についての継続学修セミナーが企画されたわけです。

法律相談の実演

さて、いよいよ今回の目玉である模擬法律相談の実演です。これを肴に参加者で分析することで、法律相談の技術について議論・検討するというものです。

誰を人柱にするのかということで、あさかぜに所属する66期の西村幸太郎弁護士と67期の私に白羽の矢が立ちました。西村弁護士と私は、覚悟を決めると、挑戦の舞台に登りました。もっとも、私たちは、司法過疎地への赴任を目指し、多くの法律相談を受ける必要があるため、とても良い試練になりました。

題材は、ペットの売買をめぐるトラブルで、客側、店側のそれぞれからの初回相談という場面設定です。

まず、西村弁護士が、猫大好きのお客さん(演：宇加治恭子弁護士)からの相談に臨みました。西村弁護士は、名演技に圧倒されペースを乱す場面もありましたが、1年目の私からすると、しっかり事情を聞き取り、法律構成・法律用語を平易に説明し、解決法を提示していると思いました。

続いて、私が、ペットショップの店長(演：牟田哲朗弁護士)からの相談に臨みました。修習生時代や新人研修と異なり、自分で相談をマネジメントするというのは、とても難しかったです。また、相手方の相談内容を事前に聞いてしまったこともあって、事実関係の聴取がおざなりになってしまい、契約条項の解釈に終始してしまったのは、反省したいところです。

実演後の議論・検討

今回のセミナーは、九弁連主催で映像が各地に配信されたため、九州各地からたくさんの意見やアドバイスをいただきました。

たとえば、相談者が熱くなり、まくし立てるような場面では、声のトーンを低く抑える、会話のペースを変える、あえて弁護士側が黙る、などといった技法が紹介されました。

また、弁護士が如何に相談者の話を理解し、共感しているかを示すために、言語的追跡を的確に使う、要約をする、対象物への興味を示す(今回だと“猫”)といった技法の重要性が説かれました。

さらには、参加者全体で、相談者への具体的な提案方法に踏み込んだ議論・検討をすることができました。

たとえば、法律構成・用語の説明に関して、難解な法律用語を使うことが問題ではなくて、その後平易な表現で説明ができるかが重要ではないかという意見、相談者と一緒に六法を引くといった共同作業も有効ではないかという意見などが出されました。

また、解決法や見通し・方針、そして報酬をどのように説明し、提案するか、という点に関して、相

談者の「自分は結局何をしたらいいのか」という疑問にストレートに答えることが必要ではないかという意見、わからないことは素直に次回までに調査するなど約束し継続相談に繋げることでよいのではないかという意見、見積書の作成・活用といった意見などが出されました。

自分としても、契約条項の解釈をする前に、しっかり六法で消費者契約法の条文をみせればよかったとか、ペットショップの社内で報告すべき点をきちんとまとめるなどの工夫ができたはずであるといった反省が、体験として強く印象に残りました。

おわりに

今回のセミナーを通じ、講師陣や参加者の皆さんの意見やアドバイスを糧に、今後より一層、法律相

談の技術を磨いていきたいと思います。特に、自分が共感していることをもっと相談者に示せるようアピールすべきである、分からないことは素直に分からないとしつつも、相談者の疑問にストレートに答える姿勢を持つべきである、との指摘は常に肝に銘じておきたいと思います。

実務に出て、圧倒される日々ですが、法律相談の技術に限らず、大学や法科大学院の研究成果を積極的に取り入れ、継続的に学修していくことで、弁護士としての能力を高めていく必要があるのだと強く実感しました。

最後に米田教授からは、7年後、再び相談を録画して、見比べることを薦められました。7年後の目標が一つできました。

報告者の略歴 ～法科大学院との関わりについて

- H11 年 4 月 弁護士登録（司法修習 51 期、福岡県弁護士会）
- H19 年 4 月 福岡大学法科大学院実務家教員（～平成 26 年 3 月）
福岡県弁護士会法科大学院運営協力委員会委員
- H20 年 2 月 九州弁護士会連合会法科大学院の運営協力に関する連絡協議会委員
- H22 年 4 月 福岡県弁護士会法科大学院運営協力委員会委員長
九州弁護士会連合会法科大学院の運営協力に関する連絡協議会委員長
- H26 年 4 月 福岡大学法科大学院非常勤講師
- H26 年 6 月 日本弁護士会連合会法科大学院センター副委員長